

岡山市水道事業等建設工事請負代金中間前金払取扱規程

令和3年8月31日

市水道局管理規程第13号

(趣旨)

第1条 この規程は、岡山市水道局契約規程(平成2年市水道局管理規程第13号。以下「契約規程」という。)第88条及び岡山市水道事業等公共工事の前金払取扱規程(昭和63年市水道局管理規程第6号。以下「前金払取扱規程」という。)の規定に基づき、前金払をした工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。)の請負契約について、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)附則第3条第3項の規定により、既にした前金払に追加してする前金払(以下「中間前金払」という。)を行うために必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 中間前金払の対象となる工事(以下「対象工事」という。)は、岡山市水道局を発注者とする前条に規定する工事に係る請負契約であって、当該工事請負契約で定めた請負代金額が1件1000万円以上で、かつ、工期が90日以上のもので、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)と中間前払金に関する同条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結した工事とする。

2 前項の対象工事に該当する工事であっても、工事請負契約の締結に当たり、契約規程第89条に規定する部分払を選択した工事については、中間前金払の対象としない。

(中間前金払と部分払の選択)

第3条 対象工事の請負契約の締結に当たっては、当該対象工事の落札者から契約締結時に中間前金払・部分払選択届(様式第1号)の提出を求め、中間前金払又は部分払のいずれかを選択させるものとする。この場合において、契約締結後の変更は認めないものとする。

2 前項の規定により対象工事の請負契約を締結した落札者(以下「受注者」という。)が選択を行った契約については、工事請負契約書の特約事項に、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる事項を記載することにより、明らかにしておくものとする。

(1) 中間前金払を選択した場合 この契約においては、約款第38条を削る。

(2) 部分払を選択した場合 この契約においては、約款第35条第3項から第7項までを削る。

(対象となる経費の範囲)

第4条 次に掲げる要件のすべてを満たす工事に係る前金払取扱規程第8条に規定する経費について、当該経費の4割を超えない範囲内で既にした前金払に追加して、当該経費の2割を超えない範囲内に限り前金払をすることができる。

(1) 工期の2分の1を経過していること。

(2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(中間前払金の額)

第5条 中間前金払により支払うことができる金額(以下「中間前払金の額」という。)は、当該請負代金額に10分の2を乗じて得た金額以内の額とする。ただし、中間前払金を支出した後の前払金の合計額が請負代金額の10分の6(当該工事が、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項の規定に基づき実施する低入札価格調査対象工事で、低入札価格調査基準価格未満の額で落札者と決定された者と工事請負契約を締結した場合(以下「低入札価格契約」という。))については、10分の4)を超えてはならない。

(債務負担行為等に係る特例)

第6条 債務負担行為及び継続費(以下「債務負担行為等」という。)に係る2年度以上にわたる工事請負契約については、その年割額が当該年度内に支出できる見込みのものについて、当該年割額を対象として、中間前金払をすることができるものとする。

2 第2条第2項の規定にかかわらず、中間前金払を選択した場合においても、債務負担行為等に係る工事における各年度の出来高予定額(最終年度に係るものを除く。)に係る当該年度末の出来高に対する部分払及び繰越に係る工事における年度末の部分払については、当該年度の出来高に対して部分払をすることができるものとする。この場合にお

いて、年度末出来高払を行うか否かについては、水道事業管理者(以下「管理者」という。)と受注者が協議の上、決定するものとする。

(中間前金払の認定請求)

第7条 受注者は、中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ中間前金払認定請求書(様式第2号。以下「認定請求書」という。)に必要事項を記載し、岡山市水道局工事請負契約約款第11条の規定による工事履行報告書とともに管理者に提出して、第4条各号に掲げる要件を満たしていることの認定を受けなければならない。

(中間前金払の認定方法)

第8条 管理者は、受注者から前条に規定する認定請求書の提出があったときは、同条の工事履行報告書に基づき、第4条各号に掲げる要件をすべて満たしていることの認定を行うものとする。この場合において、第4条第3号の要件に係る認定は、認定請求書の作成時点における現在日出来高に請負代金額を乗じて得た額により行うことができるものとする。

2 前項の認定結果については、原則として当該認定請求書を受理した日から7日以内に受注者に通知するものとする。この場合において、第4条各号に掲げる要件をすべて満たしていると認めるときは、中間前金払認定調書(様式第3号)を受注者に交付するものとする。

(中間前金払の請求)

第9条 前条第2項に規定する中間前金払認定調書の交付を受けた受注者は、保証事業会社と、当該工事請負契約において定めた工事完成期限(債務負担行為等に係る2年度以上にわたる工事の場合は、請求する中間前払金に係る出来高予定額の完成期限)を保証期限とする中間前払金に関する保証契約を締結した上で、当該保証契約証書(正副2通)とともに、中間前金払請求書(様式第4号)を管理者に提出して、中間前払金の支払を請求するものとする。

(中間前払金の支払)

第10条 管理者は、前条に規定する中間前金払請求書を受理したときは、その日から起算して14日以内に中間前払金を支払うものとする。

2 中間前払金の支払は、前条に規定する保証契約証書に記載された預託金融機関に対す

る振込みにより行うものとする。

(前金払取扱規程の準用)

第11条 前金払に関し、この規程に定めのない事項については、前金払取扱規程の規定を準用する。この場合において、前金払取扱規程第7条第1項中「当該増額後の請負代金額について第3条第1項の規定により計算して得た額」とあるのは「当該増額後の請負代金額の10分の6(当該契約が低入札価格契約である場合は、当該増額後の請負代金額の10分の4)」と、同条第2項中「減額後の請負代金額について第3条第1項の規定による割合に10分の1を加えた割合により計算して得た額」とあるのは「減額後の請負代金額の10分の6(当該契約が低入札価格契約である場合は、減額後の請負代金額の10分の4)」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この規程は、令和3年9月1日から施行する。

附 則(令和6年市水道局管理規程第16号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

岡山市水道事業管理者 様

受注者 所在地
商号又は名称

中間前金払・部分払選択届

下記工事について、

中 間 前 金 払
部 分 払

を選択します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
請 負 代 金 額	円
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日

注1) 中間前金払又は部分払のどちらかを2本線で抹消してください。

注2) 契約締結後は、選択の変更は認められません。

様式第2号(第7条関係)

中間前金払認定請求書

1 工事名

2 工事場所

3 工期 年 月 日から
年 月 日まで

4 請負代金額 円

(当該中間前金払の対象となる請負代金額相当額 円)

5 契約年月日 年 月 日

上記の工事について、岡山市水道局工事請負契約約款第35条第7項の規定により、中間前金払の認定を請求します。

年 月 日

岡山市水道事業管理者 様

受注者 所在地
商号又は名称

様式第3号(第8条関係)

中間前金払認定調書

1 工事名

2 工事場所

3 工期
年 月 日から
年 月 日まで

4 請負代金額 円

(当該中間前金払の対象となる請負代金額相当額 円)

5 契約年月日 年 月 日

上記の工事について、その進捗を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定します。

年 月 日

様

岡山市水道事業管理者 印

様式第4号(第9条関係)

中間前金払請求書

年 月 日

岡山市水道事業管理者 様

年 月 日付けで契約を締結した
の中間前金の支払を受けたいので、岡山市工事請負契約約款第35条第3項の規定
により、下記のとおり請求します。

記

- | | |
|------------|-----------------|
| 1 請求金額 | 円 |
| 2 請負代金額 | 円 |
| 3 中間前金払対象額 | 円 |
| 4 受領済前金払額 | 円(年 月 日受領済) |
| | 円(年 月 日受領済) |
| | 円(年 月 日受領済) |
| 5 振込先口座 | 別に登録している工事前金払口座 |

受注者 所在地
商号又は名称